解散公告

当社は、平成二十二年十一月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

滋賀県湖南市吉永一〇四番地一

湖南商事有限会社

清算人　井上　弘

解散公告

当社は、平成二十二年十二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目六番五七号

シンタニ株式会社

代表清算人　新谷　守

解散公告

当社は、平成二十二年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

兵庫県姫路市田寺七丁目五番五六―三〇八号セレスト姫路田寺

有限会社建増

清算人　増田　雅也

解散公告

当社は、平成二十二年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

広島県福山市沖野上町四丁目二三番二三号

株式会社ファーマシィ東京

代表清算人　武田　宏

解散公告

当社は、平成二十二年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

広島県福山市沖野上町四丁目二三番二七号

株式会社リサンテ

代表清算人　武田　宏

解散公告

当社は、平成二十二年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

熊本県球磨郡あさぎり町免田西九一〇番地

株式会社ケーエイチシー

代表清算人　鏡　與徳

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

茨城県取手市寺田五一三九番地

財団法人取手市都市開発公社

清算人　岡田　儀春

解散公告（第一回）

当法人は、教会総会の決議及び東京都知事の認可により平成二十二年十一月二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

東京都江東区南砂三丁目一〇番八号

宗教法人日本基督教団其枝教会

清算人　倉橋　康夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

山形県新庄市沖の町五番一一号

特定非営利活動法人青少年海援隊

代表清算人　黒田　紀昭

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年一月三十日をもって解散したので、当該法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

群馬県沼田市高橋場町二一五九番地二

財団法人高橋場町会館

清算人代表　宮下　桂一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十一月十六日土地区画整理法第四十五条第二項の規定により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

埼玉県さいたま市緑区中尾八二二―三シャルム中尾Ⅰ―B

さいたま市中尾不動谷・駒前土地区画整理組合

代表清算人　齋藤　忠治

解散公告（第二回）

当社は、平成七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

東京都北区豊島四丁目一三番一号

豊島自動車サービス株式会社

清算人　神尾　英一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月二十七日当法人規則第四十二条の規定に基づき解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

長野県下伊那郡下條村大字睦沢九七二五番地

出雲大社伊那教会

清算人　宮嶋　弥生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月四日開催の社員総会の決議により、同月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

名古屋市中区栄四丁目三番二六号

社団法人東海建築材料協会

清算人　渡辺　豊

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十二年八月二十日開催の理事会の決議により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

高知市鷹匠町二丁目一番四三号

高知市土地開発公社

代表清算人　西森　孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月十一日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十二年十一月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月七日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田一一二番地

特定非営利活動法人福祉と環境を共に考える心の杖

清算人　山岡　泰三

第80期決算公告　平成22年12月7日

東京都目黒区目黒本町二丁目1番12号

株式会社パスコ東京

代表取締役　藤田　恵造

貸借対照表の要旨（平成22年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	280,072
	固定資産	35,104
	合計	315,176
負債及び純資産の部	流動負債	48,277
	固定負債	266,899
	株主資本金	30,000
	資本剰余金	79,677
	資本準備金	46,077
	その他資本剰余金	33,600
	利益剰余金	157,222
	利益準備金	39,667
	その他利益剰余金	117,555
	（うち当期純利益）	(27,790)
	合計	315,176